

新型コロナウイルス関連の労働相談にも応じます!

中小企業

小規模事業者の

皆さまへ

働き方改革

「お悩み」にお応えします!

すべて
無料



?
残業の上限規制
ってなに?

?
同一労働同一賃金
ってどういうもの?

?
最低賃金
引き上げに
どう対応
すれば?

?
人手不足を
解消したい...

労働問題の専門家

社会保険労務士 が対応いたします。

安心して、お気軽にご相談ください。

人材確保・定着につながる魅力ある職場づくりをお手伝いします!



支援内容

来館相談・電話相談

専門家が当センターの相談ブースにてお待ちしております。
予約制はとっておりませんのでご遠慮なくお越しください。
また、お電話でもご相談いただけます。
お気軽に下記のフリーダイヤルにおかけください。

専門家派遣

事業者や人事・労務担当者からの申込により専門家が直接事業所にお伺いし、働き方改革関連法への対応や人材確保のための労務改善などのご相談をお受けし、課題解決のための改善提案を行います。(希望制)

●訪問回数:原則3回(最大5回程度) ●セミナーや相談会も実施しています。

メール相談

いつでも下記メールアドレスまでご相談ください。
専門家が回答いたします。

詳細はWEBで!

簡単にアクセス▶

<http://sr-hatarakikata.jp/>



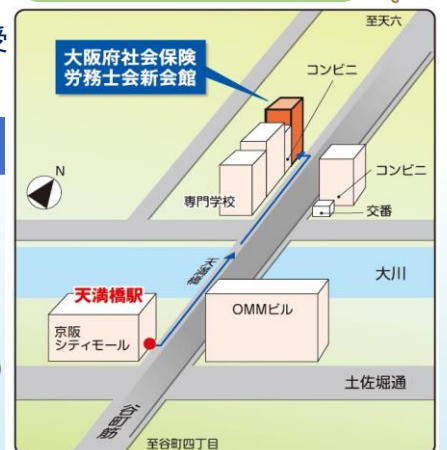
相談窓口

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

場所 大阪府社会保険労務士会館 5階 | 地下鉄谷町線「天満橋駅」
〒530-0043 大阪市北区天満2-1-30 | ②番出口から徒歩5分

連絡先 フリーダイヤル **0120-068-116**
メールアドレス hatarakikata@sr-osaka.jp

対応日時 平日 午前9時～午後5時まで(水曜日のみ午後6時まで)



個別訪問相談 FAX申込書

FAX番号 06-4800-8177

(お申し込み後、1週間以内にお電話にてご連絡いたします。)

ご相談内容

(該当するものに丸をしてください。その他の場合は、ご相談内容を簡単にご記入ください)

- ・ 年次有給休暇の付与方法
- ・ 時間外労働の上限規制への対応
- ・ 時間外労働の削減に向けた生産性向上の支援
- ・ 正規労働者と非正規労働者の不合理な待遇差の解消 (同一労働同一賃金)
- ・ 賃金引上げのための生産性向上の支援
- ・ 最低賃金引き上げへの対応
- ・ 人材の確保・定着を目的とした雇用管理改善
- ・ その他 ()

訪問希望時期

(例：○年○月○日、○月中旬頃、○週間後等)

事業所名

フリガナ

電話番号

ご担当者名

フリガナ

所在地

〒

(備考)

働き方改革推進支援センター相談事例

卸売・小売業

正社員と非正社員の処遇差が大きく、正社員に特定業務が集中

- 事務職中心の非正社員に、資格取得や正社員登用、多能工化を提案。
- 非正社員の時給のランク分けや、個人評価に対応する時給を提案。

- 非正社員の時給アップ。仕事の幅を広げ、業務の偏りが解消しつつある。
- フォークリフト資格を取り、正社員化(キャリアアップ助成金利用)した労働者もいる。

製造業

同一労働同一賃金への対応に向けた職場環境の改善

- 就業規則と賃金規定を法改正に正しく対応するよう提案。
- 労働時間短縮と生産性向上に向け職場意識の改善を提案。

- 職場環境プロジェクトの発足により社員の意識が高揚し、女性・高齢者にも優しい職場環境に前進中。